

参 考 資 料

参考資料 1 温泉法（一部抜粋）

参考資料 2 温泉法施行規則（一部抜粋）

参考資料 3 東京都可燃性天然ガスに係る

温泉施設安全対策暫定指針（一部抜粋）

参考資料 4 技術基準に適合することを証する書面

参考資料 5 災害防止規程作成例

温泉法（一部抜粋）

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止

（温泉の採取の許可）

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。
 - 一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
 - 二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
 - 三 申請者が第十四条の九第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
 - 四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認）

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

- 2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。
- 3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。
 - 一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。
 - 二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

温泉法施行規則(一部抜粋)

＜屋外基準＞

(温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準)

第六条の三 法第十四条の二第二項第一号 の環境省令で定める技術上の基準は、第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。

- 一 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスを分離する設備であつて、当該設備を通過した後の温泉水（採取された後の温泉をいう。以下同じ。）から、環境大臣が定める方法により、気体を分離し、当該気体中のメタンの濃度を測定した結果、環境大臣が定める値未満となるもの（以下「ガス分離設備」という。）が設けられていること。ただし、温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合又は温泉であつて水蒸気その他のガスであるものに採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合は、この限りでない。
- 二 次に掲げる設備（以下「可燃性天然ガス発生設備」という。）が屋内（可燃性天然ガスが滞留しない構造のものを除く。以下同じ。）にないこと。ただし、イに掲げる設備については、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。
 - イ 温泉井戸（自然にゆう出している温泉のゆう出口を含む。以下同じ。）
 - ロ ガス分離設備
 - ハ 温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口（以下「ガス排出口」という。）
- 三 ガス排出口（排出される気体中のメタンの濃度を環境大臣が定める方法により測定した結果、環境大臣が定める値未満となるものを除く。）が、次に掲げる場所でないこと。
 - イ 温泉井戸又はガス分離設備のある床面又は地面（関係者以外の者が容易に立ち入ることができないものを除く。）からの高さが三メートル以下である場所
 - ロ 水平距離が三メートルであり、かつ、垂直距離が上方八メートル又は下方〇・五メートルである範囲内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の入入口又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所がある場所

- 四 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止するための措置
 - ロ 水の滞留のおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置
- 五 可燃性天然ガス発生設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること。
- 六 可燃性天然ガス発生設備からの水平距離が一メートル（温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉のゆう出量以上となる場合にあっては、二メートル）であり、かつ、垂直距離が五メートルである範囲内（水平距離にあっては、可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離がこれらの距離以上である範囲を除く。）において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
 - ハ 関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 七 前号に規定する範囲内においては、さくの設置その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。
- 八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。
- 九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。
- 十 次に掲げる事項を定めた採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「採取時災害防止規程」という。）を作成し、これを温泉の採取の場所に備えていること。
- イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
 - ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
 - ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
 - ニ その他災害の防止に関し必要な事項
- 十一 災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。

＜屋内基準＞

（温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準）

第六条の三

3 温泉井戸が屋内にある場合における法第十四条の二第二項第一号 の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第一項各号に掲げる基準（同項第一号から第七号までに掲げる基準については、当該基準に適合することについて都道府県の職員による実地の確認を受けていること。次号から第十号までに掲げる基準についても、同様とする。）。
- 二 温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものは、可燃性天然ガスが漏出しない構造であること。
- 三 温泉井戸が設置された部屋に、次の要件を備えた可燃性天然ガスを含む空気を屋外の空気と交換するための設備（以下「ガス換気設備」という。）が設けられていること。ただし、自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、この限りでない。
 - イ 部屋の内部の空気を一時間につき十回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。
 - ロ 吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。
- 四 ガス換気設備は、常時運転していること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
- 五 次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
 - イ 可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。
 - ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の十パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。
 - ハ 空気中のメタンの濃度が表示されること。

- 六 温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 七 温泉井戸が設置された部屋において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
 - ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。
 - ニ 部屋の内部及び入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 八 立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、前号に規定する部屋の内部への関係者以外の者の立入りを制限すること。
- 九 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。
- 十 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。
- 十一 毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。
- イ 温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。
 - ロ 温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。
- 十二 次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。
- イ 第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況
 - ロ 前号に規定する点検の作業の結

＜地下ピット＞

附 則（平成二〇月五月二八日環境省令第五号）

第四条 改正法の施行の際現に屋内に温泉井戸又はガス分離設備を設置し、温泉を採取している場合には、第六条の三第一項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、同条第三項各号列記以外の部分、同項第三号、第七号及び第十一号中「温泉井戸」とあるのは「温泉井戸又はガス分離設備」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合であつて、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が堅固なふたで密閉されているものに限る。以下この項において「地下ピット」という。）に温泉井戸のみが設置されている場合には、当該地下ピットについては、第六条の三第三項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を適用するものとする。

一 温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 地下ピットにおいて、次に掲げる措置を講じていること。

イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。

ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。

ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。

ニ 地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。

三 地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。

四 地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。

五 地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。

六 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。

七 前号に規定するガス排出口が設けられている場合は、温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。

八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。

九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。

十 第六条の三第一項第五号に掲げる措置を講じていること。

平成19年10月24日
19環自水第267号
環境局長決定
改正
平成20年9月29日

東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針（抜粋）

第2章 温泉掘削等工事における可燃性天然ガスの安全対策

（温泉掘削等工事完了後の安全対策）

第20条 温泉掘削等工事の後において温泉井戸を管理する者は、温泉掘削等工事の完了から温泉井戸による温泉の採取を開始するまでの間、温泉井戸から可燃性天然ガスが噴出することを防止するなど、必要な安全対策を講じなければならない。

2 前項の者は、温泉掘削等工事後の未利用の源泉において、毎月1回、排出される可燃性天然ガス濃度、周辺の火気の状況等について、記録しなければならない。

第3章 温泉の採取の許可の申請に関する規定

（消防計画との整合）

第21条 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可の申請又は法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請を行う際に都知事に提出する省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める消防計画が策定される場合には、当該消防計画との整合性を図らなければならない。当該採取時災害防止規程を変更した場合についても、同様とする。

第4章 温泉の採取のための施設における可燃性天然ガスの安全対策

（温泉の採取のための施設の構造における安全対策）

第22条 省令第6条の3第3項第2号に規定する可燃性天然ガスが漏出しない構造とするために、温泉水に塩分を含む場合にあっては、ガス分離設備、配管等については、塩水に対する耐食性を有するものでなければならない。

第23条 省令第6条の3第3項第4号に規定されているガス換気設備の常時運転をするために、停電により換気機能が失われることのないよう、非常電源を附置しなければならない。

（ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持管理）

第24条 温泉の採取のための施設が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2第1項第3号に規定する防火対象物又はその部分に該当する場合にあっては、省令第6条の3第3項第5号に規定する警報設備として、消防法に定めるガス漏れ火災警報設備を消防法にしたがって設置し、維持管理しなければならない。

- 2 温泉の採取のための施設が消防法施行令第21条の2第1項第3号の防火対象物又はその部分に該当しない場合にあつては、省令第6条の3第3項第5号に規定する警報設備として、消防法に定めるガス漏れ火災警報設備を消防法に準じて設置し、維持管理するものとする。

(消火器の設置及び維持管理)

第25条 省令第6条の3第3項第10号に規定する消火器は、可燃性天然ガス発生源の近くの緊急時に使用しやすい場所に備え付け、消防法上設置義務となる消火器にあつては消防法にしたがつて設置及び維持管理をし、消防法上設置義務とならない消火器にあつては消防法に準じて設置及び維持管理をしなければならない。

(温泉施設の安全に関する担当者の責務)

第26条 省令第6条の3第1項第10号イに規定する安全に関する担当者(以下「温泉安全管理者」という。)は、その業務のうち、可燃性天然ガスに対する安全確保を最優先に行わなければならない。

第27条 温泉の採取のための施設を管理する者は、温泉安全管理者に対し、緊急時の温泉井戸及び関連設備の運転停止の権限を付与するものとする。

第28条 温泉安全管理者は、知事が実施する温泉施設の可燃性天然ガスの防災に関する講習を受講しなければならない。

第29条 温泉安全管理者は、災害の防止のための措置として、温泉の採取のための施設の作業員に対し、可燃性天然ガスの安全対策についての教育を行わなければならない。

第30条 温泉井戸に動力、地下水位計その他機器類の電気部品を新たに設置し、又は既に温泉井戸に設置している当該電気部品を更新するときは、当該電気部品は、防爆電気機器でなければならない。ただし、常時、温泉井戸内に水没した状態で設置する場合にあつては、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により、温泉井戸に設置する動力、地下水位計その他機器類の電気部品について、防爆電気機器以外のものを設置している温泉の採取のための施設の温泉安全管理者は、常時、地下水位を観測するとともに、地下水位が低下し、これらの機器が温泉井戸中の空気と接触する状態になった場合は、直ちに温泉の汲み上げを停止させなければならない。

(可燃性天然ガスに関する記録の継承)

第31条 温泉の採取のための施設を管理する者は、温泉の採取の開始後に当該施設を他の者に引き継ぐときは、当該温泉の温泉掘削等工事の際及び温泉の採取の際に得た可燃性天然ガスに関する情報その他温泉施設の安全管理に必要な情報を引き継がなければならない。

- 2 温泉の採取の開始後に、温泉の採取のための施設を管理する者から当該施設の管理の業務を請け負った者が当該施設の管理の業務を新たに請け負った者に引き継ぐときは、温泉の採取のための施設を管理する者及び新たに当該施設の管理の業務を請け負った者に対し、前項に掲げる情報を引き継がなければならない。
- 3 前2項の規定により引継ぎを行う場合にあつては、引継ぎを受ける者に十分説明を行うとともに、引き継ぐ者及び引継ぎを受ける者の双方が当該引継ぎが完了したことを確認した上で、書面に署名

又は記名及び捺印するものとする。また、引継ぎを受けた者は、次の者に引き継ぐまでその記録を保存しなければならない。

第5章 報告

（温泉掘削等工事等における報告）

第32条 温泉掘削等許可を受けた者は、省令第1条の2第1項第10号イに規定する安全に関する担当者を選任し、又は変更した場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

2 温泉掘削等許可を受けた者は、温泉掘削等工事中は毎週1回、温泉掘削等工事の進ちょく状況及び第18条の記録並びに可燃性天然ガスが検出された場合には省令第1条の2第9号の記録について書面により知事に報告を行わなければならない。

3 温泉掘削等許可を受けた者は、温泉掘削等工事において、温泉成分の分析時に温泉中の可燃性天然ガスの濃度を測定した場合には、当該測定の結果を書面により知事に報告しなければならない。

4 温泉掘削等工事の後において温泉井戸を管理する者は、温泉掘削等工事後の未利用の源泉において、毎月1回、第20条第2項の記録について書面により知事に報告を行わなければならない。

（温泉の採取のための施設の管理状況に関する報告）

第33条 温泉を採取する者は、法第14条の5第1項の可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所において、温泉の採取に伴い発生するガスが環境大臣が定めるメタンの濃度の値を超える濃度を確認した場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

2 温泉を採取する者は、温泉安全管理者を選任し、又は変更した場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

3 温泉を採取する者は、省令第6条の3第3項第5号に規定する可燃性ガスの警報設備が警報を発した場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

4 温泉を採取する者は、第30条第2項により温泉の汲み上げを停止した場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

5 温泉を採取する者は、温泉の採取のための施設において温泉の採取を一時的に休止する場合又は温泉の採取を休止していた施設が温泉の採取を再開する場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

6 温泉を採取する者は、法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可又は法第14条の5第1項の可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）又は連絡先が変更になった場合は、変更後の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに連絡先について書面により知事に報告を行わなければならない。

- 7 温泉を採取する者は、温泉の採取の場所の土地の所有者が温泉掘削許可申請書に記載されている者と異なる場合又は当該所有者の変更があった場合は、当該所有者について書面により知事に報告を行わなければならない。
- 8 温泉を採取する者は、省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程を変更した場合は、当該変更後の採取時災害防止規程を知事に提出しなければならない。
- 9 温泉を採取する者は、法第14条の7第1項の規定による許可を受けた温泉の採取のための施設等の変更が完了した場合は、その旨を書面により知事に報告しなければならない。
- 10 法第14条の5第1項の可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者は、当該確認に係る温泉について、当該確認を受ける際のメタン濃度が基準値の90%を超えている場合は、法第18条第3項の温泉成分分析の際にメタン濃度の測定も再実施し、その結果を書面により知事に報告しなければならない。
- 11 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者は、当該許可に係る温泉の採取のための施設の維持管理状況について、省令第6条の3第1項第9号の記録、同項第10号ロの採取時災害防止規程に記載した点検の項目及び方法に基づき行った点検の結果並びに同条第3項第12号の記録を、1年ごとに知事へ報告しなければならない。

第6章 温泉の採取のための施設を廃止する場合の可燃性天然ガスの安全対策

(温泉の採取のための施設の廃止時の安全対策)

- 第34条 温泉の採取のための施設を管理する者は、温泉井戸を廃止しようとするときは、事前に、知事に、廃止に係る計画を書面により報告し、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
- 一 将来にわたって、可燃性天然ガスの噴出又は漏えいが起きないように、安全な工法により温泉井戸の埋戻しを行うこと。
 - 二 前号の埋戻し作業の際には、温泉井戸からの可燃性天然ガスの濃度を測定しながら、安全に配慮して作業を行うこと。
 - 三 廃止した温泉のあった土地を他の者に譲渡し、又は使用させる場合にあっては、新たに土地の譲渡を受け、又は使用する者に対し、温泉井戸があった位置、埋め戻した方法及びその結果についての情報も引き継ぐこと。
- 2 知事は、法第14条の8第1項の規定による廃止の届出のあったときは、当該届出の内容について、所轄の消防本部に連絡するものとする。

(作成例) 温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面

申請者名
採取事業者名
採取箇所住所

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合等	状 況	備 考
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合（第6条の3第1項関係）			
(1) ガス分離設備の設置＜第6条の3第1項第1号＞			
ガス分離設備が設けられていること。＜第1号＞	適合・不適合	適 合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ（ ） ・貯湯槽（ ） ・その他（ ）
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。＜第1号＞	適合・不適合	適 合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法： 告示第1条 第1号、第2号 測定結果： %LEL 測定結果については申請書に添付
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置＜第6条の3第1項第2号＞＜附則第4条第1項＞			
温泉井戸が屋外にあること。（ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。）＜第2号イ＞ （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外。）	適合・不適合	適 合：屋外に設置 適 合：ただし書き適用 適 合：適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由： 添付図○参照
ガス分離設備が屋外にあること。＜第2号ロ＞ （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。）	適合・不適合	適 合：屋外に設置 適 合：適用除外 不適合：屋内に設置	添付図○参照
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。＜第2号ハ＞	適合・不適合	適 合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	添付図○参照
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等＜第6条の3第1項第3号＞			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25パーセント未満であること。 （25%LEL以上である場合は以下の措置を行う）	適合・不適合	適 合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上	測定結果については申請書に添付
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所でないこと。 ＜第3号イ＞	適合・不適合	適 合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸：高さ m ガス分離設備（セパレータ） ：高さ m ガス分離設備（貯湯槽） ：高さ m 添付図○参照
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の入入口（窓や吸気口等）、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所（ベランダや一般の人が立ち入れる屋上）がないこと。 ＜第3号ロ＞	適合・不適合	適 合：火気使用設備等ない 不適合：火気使用設備等あり	添付図○参照
(4) 配管の閉塞防止措置＜第6条の3第1項第4号＞			
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 ＜第4号イ＞	適合・不適合	適 合：閉塞のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 ＜第4号ロ＞	適合・不適合	適 合：滞留のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断＜第6条の3第1項第5号＞			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備ととの間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合・不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

(6) 火気使用制限等＜第6条の3第1項第6号＞				
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1 m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2 m）垂直距離が5 mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 ＜第6号イ＞	適合・不適合	適 合：設置しない 不適合：設置する	①可燃性天然ガスの多さ （ガス水比） ガス○：水○ ②設置しない距離： m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1 m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2 m）垂直距離が5 mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） ＜第6号ロ＞	適合・不適合	適 合：作業しない 適 合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 ＜第6号ハ＞	適合・不適合	適 合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：	
(7) 関係者以外の立入制限措置＜第6条の3第1項第7号＞＜附則第4条第3項＞				
柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1 m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多い地域と認めた地域においては2 m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5 m以上の場合を除く）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 （※上部が開口した既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。）	適合・不適合	適 合：制限する 適 合：適用場外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： m ②措置の内容： フェンス（高さ： m） ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	添付図○参照
(8) 月次点検＜第6条の3第1項第8号＞				
毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適 合：点検する 不適合：点検しない		
(9) 記録及び記録の保存＜第6条の3第1項第9号＞				
点検作業の結果を記録すること。＜第9号前段＞	適合・不適合	適 合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。＜第9号後段＞	適合・不適合	適 合：保存する 不適合：保存しない		
(10) 災害防止規程の作成＜第6条の3第1項第10号＞				
以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。＜第10号＞	適合・不適合	適 合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 ＜第10号イ＞	適合・不適合	適 合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 ＜第10号ロ＞	適合・不適合	適 合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 ＜第10号ハ＞	適合・不適合	適 合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。 ＜第10号ニ＞	適合・不適合	適 合：記載済み 不適合：未記載		〃
(12) 非常時の措置＜第6条の3第1項第11号＞				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適 合：措置可能 不適合：措置不可能		

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状 況	備 考
2. 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合（第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え）			
(1) 第1項の準用＜第6条の3第3項第1号＞			
第1項各号に掲げる基準	—	— —	
(2) ガスの漏出防止＜第6条の3第3項第2号＞			
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出ししない構造であること。（設備や配管等が耐塩性であること＜暫定指針第22条＞）	適合・不適合	適 合：漏出ししない 不適合：漏出している	
(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設備の設置＜第6条の3第3項第3号＞			
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 ＜第3号＞	適合・不適合	適 合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気では換気が確保されない	自然換気の場合その状況：
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 ＜第3号イ＞	適合・不適合	適 合：能力あり 不適合：能力なし	部屋の容積： m ³ 換気能力： m ³ ／時間 換気回数： 回／時間
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 ＜第3号ハ＞	適合・不適合	適 合：阻害されない 不適合：阻害されている	添付図○参照
(4) ガス換気設備の運転＜第6条の3第3項第4号＞			
ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）（非常用電源により常時運転が担保されていること＜暫定指針第23条＞）	適合・不適合	適 用：常時運転する 適 用：ただし書き適用 不適合：常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由：
(5) 警報設備の設置＜第6条の3第3項第5号＞			
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）＜第5号＞ ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・不適合	適 合：設置する 適 合：ただし書き適用 不適合：設置しない	ただし書き適用の場合はその理由：
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 ＜第5号イ＞	適合・不適合	適 合：適切な位置 不適合：不適切な位置	検知器の数： 個 検知器の設置位置：
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となった場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 ＜第5号ロ＞	適合・不適合	適 合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報音の発動濃度： %LEL 警報を発する場所：
空気中のメタンの濃度が表示されること。 ＜第5号ハ＞	適合・不適合	有：表示あり 無：表示なし	メタン濃度が表示される場所：
消防法上の防火対象物又はその部分に該当する場合にあっては、消防法に定めるガス漏れ火災警報設備を消防法にしたがって設置されていること。そうでない場合も消防法に準じたものとする＜暫定指針第24条＞	適合・不適合	適 合：消防法に適合 不適合：消防法に不適合	防火対象物であるか：
(6) 採取の停止＜第6条の3第3項第6号＞			
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。（ただし、温泉のいう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。）	適合・不適合	適 合：停止できる構造 適 合：ただし書き適用 不適合：停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法：湯湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由：
(7) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使用制限等＜第6条の3第3項第7号＞＜附則第5条第1項各号、第2項各号＞			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。＜第7号イ＞ （※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要）→（13）へ	適合・不適合	適 合：設置しない 適 合：適用除外 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと。＜第7号ロ＞	適合・不適合	適 合：作業しない 不適合：作業する	
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。＜第7号ハ＞ （既存のものは除き、温泉井戸の内部に設置されている防爆性能を有しない電気設備は、常に水没させること＜暫定指針第30条＞） （※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要）→（14）へ	適合・不適合	適 合：設置しない 適 合：適用除外 不適合：設置する	
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。＜第7号ニ＞	適合・不適合	適 合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：

(8) 関係者以外の立入禁止制限＜第6条の3第3項第8号＞				
温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限する措置の方法：	
(9) 温泉井戸にガス排出口の設置＜第6条の3第3項第9号＞				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由：	
(10) 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置＜第6条の3第3項第10号＞				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
消火器を備えていること。（消防法に従った設置であること）	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：	
(11) 毎作業日の点検＜第6条の3第3項第11号＞				
次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 ＜第11号＞	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。＜第11号イ＞	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。＜第11号ロ＞	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(12) 記録及び記録の保存＜第6条の3第3項第12号＞				
点検結果等の記録を2年間保存すること＜第12号＞	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
警報設備による警報の作動状況の記録＜第12号＞	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎日の点検作業の記録＜第12号＞	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備（火気使用設備等）を設置している場合（既存施設のみに適用）＜附則第5条第1項＞				
当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。＜第1号＞	適合・不適合	適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造	自動停止される火気使用設備名：	添付図○参照
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。＜第2号＞	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	設置場所：	添付図○参照
(14) 防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置（既存施設のみに適用）＜附則第5条第2項＞				
次のいずれかの措置を講じていること				
ア） 警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。＜第1号＞	適合・不適合	適合：ア)を適用 イ)を適用 不適合：ア)、イ)適用せず	① ア)の場合 汲み上げ方法：湯湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動	
イ） ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備（防爆性能を有する電気設備を除く。）への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。＜第2号＞			② イ)の場合 自動停止される電気設備名：	

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状 況	備 考
3. 温泉井戸が地下ビットに設置されている場合＜附則第4条第2項関係＞			
(1) 温泉の採取停止＜附則第4条第2項第1号＞			
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のよう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。＜第1号＞	適合・不適合	適 合：停止できる 適 合：ただし書き適用 不適合：停止できない	ただし書き適用の場合はその理由：
(2) 火気使用制限等＜附則第4条第2項第2号＞			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。＜第2号イ＞	適合・不適合	適 合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）＜第2号ロ＞	適合・不適合	適 合：作業しない 適 合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。＜第2号ハ＞	適合・不適合	適 合：設置しない 不適合：設置する	
地下ビットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。＜第2号ニ＞	適合・不適合	適 合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：
(3) 地下ビットへの排出口の設置＜附則第4条第2項第3号＞			
地下ビットの内部の空気の排出口を設けること。 (ただし、メタン濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。）	適合・不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	排出口におけるメタンの濃度： %LEL 排気口の高さ： m
			添付図○参照
(4) 配管の閉塞防止措置＜附則第4条第2項第4号＞			
地下ビットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。＜第6条の3第1項第4号イ＞	適合・不適合	適 合：閉塞のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
地下ビットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。＜第6条の3第1項第4号ロ＞	適合・不適合	適 合：滞留のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(5) 他の屋内への空気の侵入防止措置＜附則第4条第2項第5号＞			
地下ビットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。	適合・不適合	適 合：配管なし 適 合：措置する 不適合：措置しない	
(6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置＜附則第4条第2項第6号＞			
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	
排出される気体中のメタンの濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号イ、ロ（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。＜第6号ただし書き＞	適合・不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	排出状態における排出口のメタン濃度：
(7) 配管の閉塞防止措置＜附則第4条第2項第7号＞			
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。＜第7号＞ ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要	—	—	
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。＜第6条の3第1項第4号イ＞	適合・不適合	適 合：設備なし 適 合：閉塞のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。＜第6条の3第1項第4号ロ＞	適合・不適合	適 合：設備なし 適 合：滞留のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(8) 月次点検＜附則第4条第2項第8号＞			
毎月1回以上、温泉井戸、地下ビットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適 合：点検する 不適合：点検しない	
(9) 記録の保存＜附則第4条第2項第9号＞			
点検作業の結果を記録すること。＜第9号前段＞	適合・不適合	適 合：記録する 不適合：記録しない	
その記録を2年間保存すること。＜第9号後段＞	適合・不適合	適 合：保存する 不適合：保存しない	
(10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断＜附則第4条第2項第10号＞			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。＜第6条の3第1項第5号＞	適合・不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

採取時災害防止規程（作成例）

第 1 章 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項

1-1 保安全管理体制（組織体制）

保安全管理体制は、別紙 1 に示すとおりであり、関係者に周知を図る。

1-2 安全担当者の選任及び職務範囲

(1) 安全担当者の選任

①安全担当者の選任要件

安全担当者は、温泉施設における責任者であって、温泉の採取中は常に温泉施設内に常駐し、安全に係る判断を行い、指揮命令を行うことができる者の中から選任する。

※なお、安全担当者が不在の時に備え、その職務を行うため安全担当者代理者を選任する。

※代理者を選任する場合は記載。

②安全担当者の選任

安全担当者は、次に定める者とする。

・安全担当者 ○○○○

安全担当者代理者※は、次に定めるものとする。

・安全担当者代理者 ○○○○

※代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

(2) 安全担当者の職務範囲

安全担当者※は、可燃性天然ガスによる災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

①可燃性天然ガスに対する安全確保に関すること。

②災害防止のための設備の点検、維持管理等に関すること。

③災害その他の非常の場合の対応等に関すること。

④保安教育に関すること。

※安全担当者不在の場合は、安全担当者代理者が上記職務を遂行する。

1-3 災害時の緊急連絡体制

災害時の緊急連絡体制は、別紙 2 に示すとおりであり、関係者に周知を図るとともに関係者の見やすい場所に掲示する。

第2章 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項

2-1 日常点検の実施方法及び記録、保存の方法

(1) 日常点検の実施方法

安全担当者は、次の事項等について点検を実施する。

■毎月1回以上実施する事項

[屋外（既設・新設）]

○ガス分離設備の内部の水位計、ガス発生設備に異常がないか。

[屋内（既設）]

○ガス分離設備の内部の水位計、ガス発生設備に異常がないか。

[地下ピット（既設）]

○温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口に異常がないか。

■毎日1回以上実施する事項

[屋内（既設）]

○温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。

○温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備に異常がないか。

[屋内（新設（多雪寒冷地区のみ））]

○温泉井戸周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。

○温泉井戸及びガス換気設備に異常がないか。

■その他状況に応じて必要な事項

○各設備は正常に機能しているか。

○各設備からガス排出口までの配管が閉塞していないか。

○火気の使用制限等を遵守しているか。

○火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか。

○関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。

○ガス排出口以外の場所からガスが漏出していないか。

○ガス警報設備等が正常に作動するか。

○ガス警報設備にはメタン濃度が表示されているか。

○温泉井戸はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに迅速かつ確実に停止するか。

○消火器が必要な箇所に備え付けられているか。

○火気使用設備等はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに自動停止するか。

○電気設備はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに電気の供給が自動停止するか。

○温泉施設以外の施設の異常により温泉施設に影響を与えてないか。

(2) 日常点検の記録、保存の方法

安全担当者は、毎日及び毎月 1 回以上点検を実施する事項については、点検結果を別紙 3 に示す日常点検表に記録し、その記録を 2 年間保存する。

※注) また、その他状況に応じて必要な事項についても記録を行う。

※注) 申請者の判断により記録を行う場合は記載する。

(3) 休止中における点検

温泉井戸を休止している場合も、(1), (2) と同様の点検記録を行う。

2-2 設備等の不具合を確認した場合の措置方法

設備等の不具合を確認した場合、安全担当者は、安全管理上適切な措置を講じ、事故の予防に努めるとともに、温泉施設管理者に報告する。

第 3 章 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

3-1 近隣住民及び関係機関への連絡方法

(1) 近隣住民への連絡方法

安全担当者（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者）は、通行人に温泉施設内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。

(2) 関係機関への連絡方法

安全担当者は、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに関係機関に連絡をする。

3-2 退避の方法

安全担当者は、次に掲げる事項等を検討し、関係者に周知等を図る。

(1) 事前措置

- 安全かつ効率的な避難経路を 2 つ以上確保するとともに、避難経路として使用する通路、出口等には障害となる物を置かないようにする。
- 役割分担（避難誘導係、周辺住民等の安全確保係、救護係等）を明確にしておく。
- 適宜防災訓練を実施する。

(2) 災害発生時

- 避難誘導係は、温泉施設内にいる利用者及び作業員等を冷静かつ速やかに安全な位置まで避難誘導する。なお、避難は高齢者、子供、病人を優先させる。
- 近隣住民等の安全確保係は、通行人に温泉施設内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。
- 救護係は、罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。
- 避難者は、次の点に留意した適正な避難行動をとる。なお、利用者に対しては、作業員が適正な避難行動をとれるよう促す。

- ・服装や持ち物に拘らず、避難誘導係の誘導に従い避難する。
- ・避難時は、ヘルメット等により頭を保護する。また、煙の中では濡れたタオルで口を覆い、姿勢を低くする。
- ・逃げ遅れた者がいることに気づいた者は、直ちに周知を図る。
- ・避難後は、温泉施設内に戻らない。

3-3 罹災者の救護方法

罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。

(1) 救急処置例

- 罹災者に意識がある場合は、原則として本人が最も楽な方法で寝かせておく。
- 罹災者が意識を失っている場合は、横向きに寝かせ、気道を確保する。また、水を与えてはならない。
- 火傷の応急手当（局所処置）
 - ①すぐに患部に水道水等（きれいな水）をヒリヒリした痛みや局所の熱感が消えるまで十分時間をかけて冷やす。衣服の部位の火傷ならその上から水をかける。
 - ②患部を冷却した後、衣服、装身具を脱がす。火傷面に付着した部分の衣服は無理にはがさないようにする。
 - ③水泡があるときは破らないようにする。冷やした傷は清潔なガーゼや布で軽く覆う。
 - ④火傷部位の皮膚から水分が熱とともに蒸発するため、火傷が広範になると生命の危険にさらされる。横に寝かせ、足を挙上して心臓への血液の環流を増す体位をとる。軽い火傷の場合は、口から水分（ミネラル飲料等）を飲ませると良い。

3-4 ガス警報設備が警報を発した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに警報を発した原因を究明し、必要に応じて、適切な措置を講じるよう作業員に指示する。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-5 空気中のメタンの濃度が危険な濃度であることを確認した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示するとともに、温泉施設管理者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をする。

- a) 施設の窓、扉を全開とする等、十分な換気を行う。
- b) 温泉井戸からの揚湯を停止する。
- c) 施設内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発するおそれがある場合は、スイッチに触れない。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-6 火災又は爆発が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示し、119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、温泉施設管理者に報告する。

- a) 利用者及び作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- b) 周辺住民等の安全を確保する（周辺住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。
- c) 上記 a) ～b) の作業と併行して、可能な範囲で以下の措置を講じる。
 - ・ 温泉井戸からの揚湯を停止する。
 - ・ 火気及び火気を発生させるおそれのある電気機械器具の使用を停止する。
 - ・ 施設内の火災発生時において、それが初期段階であれば、消火器等を使用し事故の拡大を防止する。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-7 大規模地震や周辺で火災が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示するとともに、温泉施設管理者に報告する。

- a) 必要に応じて、利用者及び作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- b) 罹災者が発生した場合、状況に応じた処置を施す（救護係がいる場合は、該当者に処置を指示する）。
- c) 上記 a) ～b) の作業と併行して、必要に応じて、可能な範囲で以下の措置を講じる。
 - ・ 温泉井戸からの揚湯を停止する。
 - ・ 火気及び火気を発生させるおそれのある電気機械器具の使用を停止する。
- d) 地震が発生した後は、設備の異常の有無を念入りに点検し、異常が認められた場合は修理等を行い、安全が確認されるまでの間は使用しない。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

第4章 その他災害防止に関し必要な事項

4-1 保安教育の実施方法

安全担当者は、作業員（新規採用者含む）に対し、遅滞なく、別紙4に掲げる科目について同紙の時間以上の学科教育を行う。

なお、日時、教育を受けた者の氏名、教育内容を記載し、○年間保存する。

4-2 その他自主保安マニュアル類の作成

自主保安マニュアル類の作成例

- 設備、器具及び工作物の使用にあたっての保安マニュアル
- 設備、器具及び工作物の点検マニュアル
- その他

〇〇〇温泉施設における保安全管理機構図

令和〇年〇月〇日現在

社内での役職

温泉施設管理者

氏名：〇〇〇〇

社長

安全担当者※1

氏名：〇〇〇〇

課長

作業員（〇名）

氏名※2：〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇



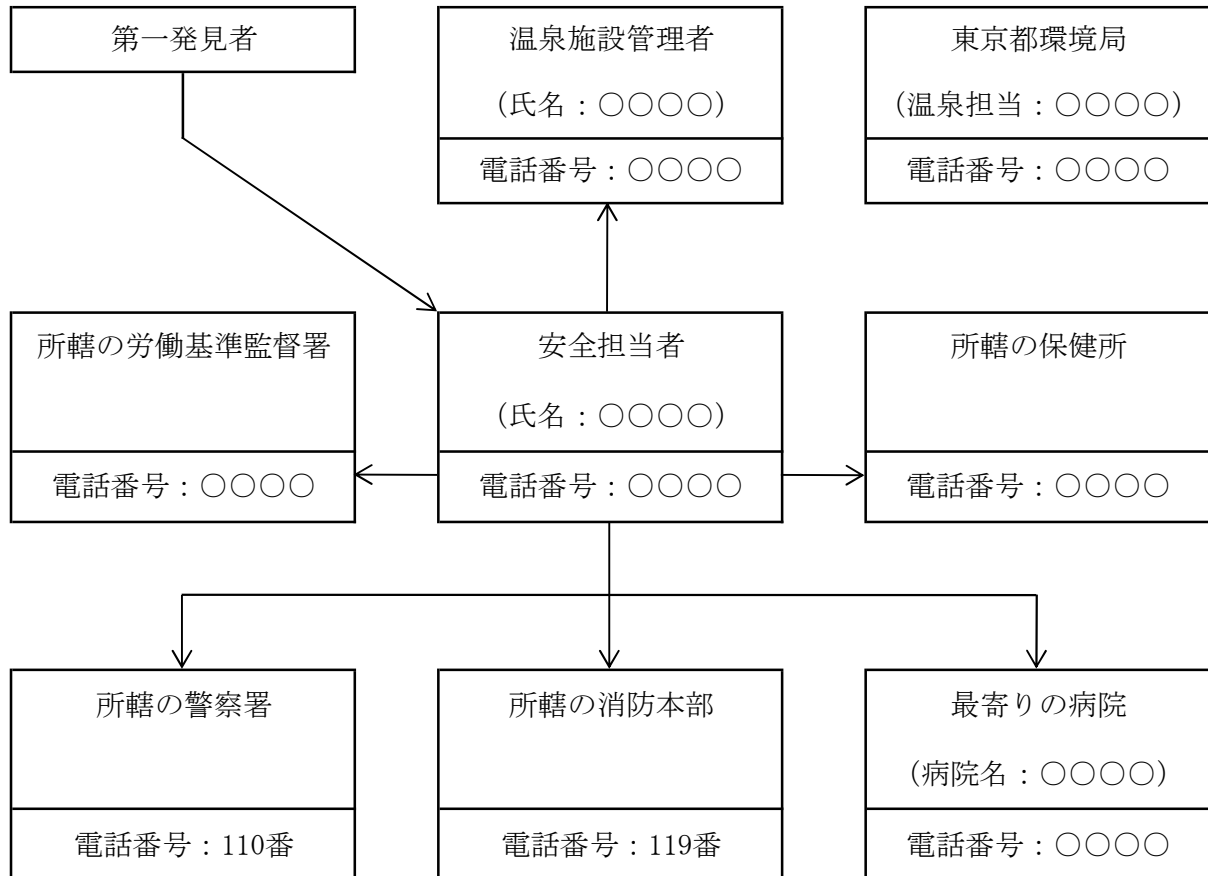
：災害防止規程で定められる管理者

※1：代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

※2：分かる場合は、氏名についても記載。

〇〇〇温泉施設における災害時連絡系統図

令和〇年〇月〇日現在



(作成例) 日 常 点 検 表
ー可燃性天然ガス発生設備が屋内にある場合ー

別紙 3

施設名称：〇〇〇温泉施設

点検年月日		点検項目						備考	点検者名	責任者 検閲欄
		毎日実施する項目		毎月〇日に 実施する項目	その他状況に応じて必要な項目					
		①	②	③	④	⑤	⑥			
令和〇年〇月〇日	点検時刻	9:00	9:05	9:10	9:15	9:20	9:25		温泉太郎	温泉施設 管理者 安全担当者 (サイン)
	状況	異常なし 0%LEL（温泉井戸周辺） 0%LEL（貯湯層排気口）	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
令和〇年〇月〇日	点検時刻									
	状況									
令和〇年〇月〇日	点検時刻									
	状況									
令和〇年〇月〇日	点検時刻									
	状況									

点検事項

■毎日 1 回以上点検を実施し記録する項目

- ①温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか。
- ②温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備に異常がないか。

■毎月 1 回以上点検を実施し記録する項目

- ③ガス分離設備の内部の水位計及びガス発生設備に異常がないか。
- ④温泉井戸又は地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口に異常がないか。

■その他状況に応じて必要な項目

- 各設備は正常に機能しているか。
- 各設備からガス排出口までの配管が閉塞していないか。
- 火気の使用制限等を遵守しているか。
- 火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか。
- 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
- ガス排出口以外の場所からガスが漏出していないか。
- ガス警報設備等が正常に作動するか。
- ガス警報設備にはメタン濃度が表示されているか。
- 温泉井戸はガス検知器がメタン濃度 2 5 %LEL 以上を検知したときに迅速かつ確実に停止するか。
- 消火器が必要な箇所に備え付けられているか。
- 火気使用設備等はガス検知器がメタン濃度 2 5 %LEL 以上を検知したときに自動停止するか。
- 電気設備はガス検知器がメタン濃度 2 5 %LEL 以上を検知したときに電気の供給が自動停止するか。
- 温泉施設以外の施設の異常により温泉施設に影響を与えてないか。